

農地調整費交付金（継続）

1 趣 旨

自作農の創設維持及び農地の移動統制、土地の効率的な利用を図るための利用関係の調整等の農業上の利用関係の調整を行うことにより、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ろうとするものである。

これらの事務は、もっぱら国の利害に関係のある事務で、本来、国が行うべき事務であり、地方財政法第10条の4第8号においても、「自作農の創設維持その他土地の農業上の利用関係の調整に要する経費」として地方公共団体が負担する義務を負わないこととされている。

2 事業内容

(1) 民事調停事務

民事調停法に基づく農事調停事件が発生した時に迅速かつ適切な解決を図るため、小作主事が調停期日に裁判所に出席し意見を述べるとともに、必要な調査等の事務を行う。

(2) 農地転用許可条件履行状況調査

農地転用許可に係る鉱工業用地、住宅用地等について、許可条件の履行を図るため、許可後の工事等の実施状況の調査を行う。

(3) 農地取引等調査処理

農地法等の適正な運用により優良農地の確保を図るため、農地の投機的取得とみられる土地取引に対する是正指導、農地法違反行為に対する勧告又は是正命令等所要の措置を講ずる。

(4) 農地等利用関係紛争処理

農業委員会が行う農地等利用関係紛争処理（和解の仲介）についての早期解決のため、現地の土地利用関係等の実態を確認し、的確な指導を行う。また、農業委員会がその紛争について和解の仲介を行うことが困難であるときは、自ら和解の仲介を行う。

(5) 草地利用権設定事業

草地利用権の設定に関し、承認申請がなされた場合及び承認した事案について裁定申請がなされた場合に、必要な調査等を行う。また、承認した事案のうち裁定申請のあった事案については、裁定上必要な基礎資料の収集調査を行う。

(6) 農地等訴訟事務

農地等の買収売渡等に対し、都道府県知事又は国（農林水産大臣）を当事者とする訴訟が提起された場合、事件の調査等を行い、これらの解決に当たる。

(7) 標準小作料改訂指導

小作料の水準が耕作者の経営の安定を害することのないように、農地法第23条に基づき、農業委員会が地域の実情に応じた小作料の標準となるべき額の改訂をするに当たり、指導を行う。

3 事業実施主体 都道府県

4 事業実施期間 昭和21年度～

5 補助率 10 / 10

6 平成18年度概算決定額 141,847（149,313）千円

〔担当課：経営局構造改善課〕